(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面においては、自金融機関が証券化取引にオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十三号に規定するオリジネーターをいう。）として関与している場合の当該証券化取引に係る額のみを記載すること。

b　「エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）」の項番１から項番５までの項には、証券化取引の種類に応じ、リスク・ウェイト区分別のエクスポージャーの額を記載すること。

c　「エクスポージャーの額（算出方法別）」の項番６から項番９までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別のエクスポージャーの額を記載すること。

d　「信用リスク・アセットの額（算出方法別）」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

e　「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百三十五条第一項（自己資本比率告示第二百五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百三十八条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

f　項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

g　項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h　項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

i　項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

j　項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

k　項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l　項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m　項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

o　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。